

平成29年度 臨時酪農ヘルパー傷害補償制度

1. 主旨

酪農ヘルパー事業の普及・啓発の一環として、臨時酪農ヘルパーを対象とした傷害補償を以下の内容で実施する。

2. 契約者等

- (1) 傷害保険契約者 一般社団法人酪農ヘルパー全国協会
- (2) 利用者 臨時酪農ヘルパー個人
- (3) 利用申込団体 都道府県会員団体および同参加利用組合
- (4) 保険会社 共栄火災海上保険株式会社

3. 契約期間

平成 29 年 4 月 1 日午後 4 時～平成 30 年 4 月 1 日午後 4 時

4. 契約保険料

利用者一名当り 2, 880 円とし、次のとおり負担する。

利用者 1, 440 円

補助金 1, 440 円

※ 中途加入 1ヶ月あたり 240 円

5. 担保する種類・保険金等

区 分	保険金額	支 払 限 度
死 亡 保 険 金	4,800 千円	事故日より 180 日以内
後遺傷害保険金	上記の 4～100 %	事故日より 180 日以内
入 院 保 険 金	10,000 円/日	事故日より 180 日以内
手 術 保 険 金 (外来手術)	上記の 10倍 (入院を伴わない手術は 入院保険金日額×5倍)	事故日より 180 日以内
通 院 保 険 金	6,500 円/日	事故日より 180 日以内 の 90 日

6. 申込方法：

- (1) 「利用申込書」(別紙「様式3」)を都道府県事業団体(以下「会員団体」という。)と傘下利用組合連名で平成29年4月10日までに、一般社団法人酪農ヘルパー全国協会に提出する。
- (2) 前項申込書提出と同時に保険料利用者負担額を全国協会あてに送金する。
(1人が2か所にまたがって活動している場合でも保険料は1人分でよい。)

振込先：百十四銀行 東京支店 普通預金口座
店番401 口座No.0325962
名義 一般社団法人酪農ヘルパー全国協会

- (3) 契約期間内追加利用申込については、随時、会員団体・所属利用組合連名で「利用申込書」を全国協会に提出し、同時に保険料利用者負担額を全国協会に送金する。

7. 事故発生時の処理

- (1) 臨時酪農ヘルパーがヘルパー出役中(往復途上を含む。)の偶発事故により、本人の身体に傷害を被った場合、所属利用組合は「事故発生通知兼臨時酪農ヘルパー業務中証明書」(別紙「様式4」)を、会員団体を經由して速やかに全国協会に提出する。
- (2) 保険金請求手続
 - ①当該被保険者(臨時酪農ヘルパー)は、保険金請求書(保険会社所定の用紙)を作成して所属の利用組合に提出する。利用組合は会員団体を經由して全国協会に提出する。
 - ②全国協会は、保険金請求書が到着次第、当該保険会社に回付し、保険会社はこれを審査し、保険金を請求者に給付する。

以上

◎ 中途加入の例(利用者1人当たり)

加入月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
対象月	12ヶ月	11ヶ月	10ヶ月	9ヶ月	8ヶ月	7ヶ月	6ヶ月	5ヶ月	4ヶ月	3ヶ月	2ヶ月	1ヶ月
保険料	2,880円	2,640円	2,410円	2,160円	1,930円	1,680円	1,450円	1,200円	960円	730円	480円	240円